

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
1	令和7年度 高齢者活躍人材確保育成事業	石川労働局 支出負担行為担当官 秋葉 大輔 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和7年4月1日	公益社団法人 石川県シルバー人材センター連合会 石川県金沢市芳斉1-15-15	高齢者がシルバー人材センターでの就業に必要なとなる技能講習等の実施を実施するものであるところ、この技能講習は高齢者等雇用安定法において、シルバー人材センターが実施するものと定められている。石川県内において同法に基づくシルバー人材センターの指定を受けている団体は(公社)石川県シルバー人材センター連合会である。以上のことから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	37,175,600	35,868,000	96.5%	-	公財	都道府県所管	1		8220005007358
2	令和7年度 障害者就業・生活支援センター事業	石川労働局 支出負担行為担当官 秋葉 大輔 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和7年4月1日	社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会 石川県金沢市高岡町7-25	本事業は、支援対象となる地域の、就業面と生活面の一体的かつ総合的な支援を提供するものであり、実施要綱第4の委託先の要件に示す基準に照らして、本事業の委託先として相応しいと認められるものに対し委託して実施することとなるが、その要件を満たすものとして、都道府県知事が推薦した団体が掲げられている。 本事業の委託契約依頼先団体である、社会福祉法人金沢市社会福祉協議会、社会福祉法人こまつ育成会及び社会福祉法人徳充会は、石川県知事から上記の推薦を受けた団体であり、各実施地域において実施要綱の要件を満たし、業務を実施しうる唯一の事業所である。	32,832,658	32,794,583	99.9%	-					6220005001998
3	令和7年度 障害者就業・生活支援センター事業	石川労働局 支出負担行為担当官 秋葉 大輔 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和7年4月1日	社会福祉法人 こまつ育成会 石川県小松市長崎町2-103	また、当該団体については、公共職業安定所、地域障害者職業センターとの連携状況、当該地域における職業リハビリテーション計画等の状況について、石川障害者職業センターから意見をもらっており、実施要綱第6に規定する本事業の委託先として相応しいと認められる。	21,538,192	21,536,892	100.0%	-					9220005004313
4	令和7年度 障害者就業・生活支援センター事業	石川労働局 支出負担行為担当官 秋葉 大輔 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和7年4月1日	社会福祉法人 徳充会 石川県七尾市青山町ろ22	以上より、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	15,283,138	15,279,993	100.0%	-					4220005005175
5	令和7年度 石川労働局労働基準部労災補償課分室事務室賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 秋葉 大輔 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和7年4月1日	一般社団法人 石川県労働者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	平成28年1月から労災補償課分室を当施設内に設置しているところであるが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。また、仮に移転するとした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借の方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	3,883,200	3,883,200	100.0%	-					7220005000116

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

	物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考	法人番号
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
6	令和7年度 石川労働局職業安定部職業対策課分室事務室賃貸借契約	石川労働局 支出負担行為担当官 秋葉 大輔 石川県金沢市西念3丁目4番1号	令和7年4月1日	一般社団法人 石川県労働者福祉協議会 石川県金沢市西念3-3-5	雇用調整助成金業務の大幅な増大に伴い、令和2年6月1日から当該ビルに事務室等を設置しているが、候補地周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから、賃貸料が周辺の物価価格よりも同等以下である当施設を選定したところである。 また、仮に移転するとした場合、システム等機器や備品の移設費等が発生し、入居工事費用、現状回復費用等の経費が必要となるため、当施設で継続賃借の方がより経済的であることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に該当するため。	3,237,600	3,237,600	100.0%	-					7220005000116
7														
8														
9														
10														
11														

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。